平成２７年（フ）第７３２号
大阪市西成区千本南２丁目16番49号
債務者　菊池　美和
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８４号
大阪市生野区勝山南１丁目17番26号
債務者　豊田　敏子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７８７号
大阪府豊中市上野西４丁目５番31号、前住所
大阪府豊中市箕輪２丁目５番14―202号
債務者　木島しのぶ（旧姓山根）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８３９号
大阪市港区弁天２丁目１番８―1016号
債務者　嶋本　宣子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８６３号
大阪府豊中市東豊中町５丁目20番７―19号
債務者　久禮　涼子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８７３号
大阪市西成区千本南１丁目18番16号　シティハイム森崎203号
債務者　金田　　愛
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８８６号
大阪市東淀川区井高野２丁目６番５―504号
債務者　**西**岡　　修
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第９２１号
大阪市東淀川区井高野４丁目６番49号
債務者　伊藤　代悟
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１４号
大阪市阿倍野区万代１丁目１番18号、前住所
千葉県市原市中379番地11
債務者　柴　　龍仁
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１５号
大阪市港区築港３丁目４番35―716号
債務者　浦野　昭広
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１０１７号
大阪市東淀川区淡路５丁目１番11―206号
債務者　吉田　道枝
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４４７号
兵庫県姫路市五軒邸４丁目35番地１　101
債務者　藤田　春義
1　決定年月日時　平成27年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４１号
長崎県長崎市小ケ倉町２丁目398番地23　ＳＨＵ小ケ倉101号室
債務者　頓田　直子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１２号
北海道小樽市桜５丁目10番13号、前住所北海道小樽市桜１丁目17番３号　ミキ・セントレア007―101号室
債務者　山田　　徹
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２７年（フ）第２６号
秋田市広面字糠塚19番地６　佐藤貸家
債務者　福桝　　孝
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３５号
秋田市川尻上野町１番３―27号
債務者　深井　**收**紅
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３６号
秋田市新屋南浜町４番48号
債務者　熊谷　　聡
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３５号
福島県西白河郡矢吹町八幡町243番地
債務者　岡田　有加（旧姓根本）
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係